

# 「（仮称）越谷市自治基本条例」素案の構造

## 前文

越谷の特性・発展可能性、まちづくりの目標等

## 第1章 総則

- 第1条 条例の目的
- 第2条 最高規範としての条例の位置づけ
- 第3条 主な用語の定義

## 第2章 自治の基本理念と基本原則

- 第4条 自治の基本理念
- 第5条 参加の原則
- 第6条 協働の原則
- 第7条 情報共有の原則

## 第3章 豊かな地域環境の創造

- 第8条 豊かな地域環境を創るための基本理念
- 第9条 協働による豊かな地域環境の創造

## 第4章 市民・コミュニティ組織

- 第10条 市民の権利
- 第11条 市民の責務
- 第12条 地域コミュニティ組織と市民活動団体

## 第5章 議会・行政

- 第13条 議会の役割と責務
- 第14条 議員の責務
- 第15条 市長の責務
- 第16条 市職員の責務
- 第17条 公益通報
- 第18条 行政運営の原則
- 第19条 財政運営
- 第20条 組織
- 第21条 危機管理

## 第6章 参加と協働

- 第22条 行政評価
- 第23条 市民の行政への参加
- 第24条 市と市民・地域活動団体との協働
- 第25条 市民の活動支援
- 第26条 意見公募手続
- 第27条 住民投票

## 第7章 条例の実効性の確保

- 第28条 推進会議の設置等
- 第29条 条例の改正手続き

総論

各論（自治の推進と豊かな地域の創造）

補則